

【令和 8 年度処遇改善加算 届出期限】

別紙

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、処遇改善計画書及び体制届（加算届）を下表の期限までに提出してください。

旧加算対象サービス（居宅系）：

地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（総合事業）、通所型サービス（総合事業）

旧加算対象サービス（施設系）：

地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

○新設区分対象サービス： 居宅介護支援、介護予防支援

サービス区分	R8.3末時点 の 加算算定	R8.5末時点 の 加算算定	届出区分	算定開始月 区分変更月	届出種別	サービス種別	提出期限
旧加算対象サービス	○	○	継続	継続	体制届	居宅系	—
					体制届	施設系	—
旧加算対象サービス	○	○	変更	4月	計画書	全サービス	4月15日
					体制届	居宅系	4月15日
旧加算対象サービス	○	○	変更	5月	体制届	施設系	4月15日
					体制届	居宅系	5月1日
旧加算対象サービス	○	○	変更	6月	計画書	全サービス	4月15日
					体制届	施設系	6月1日
旧加算対象サービス	○	○	変更	6月	体制届	居宅系	5月15日
					体制届	施設系	6月1日
旧加算対象サービス	×	○	新規	4月	計画書	全サービス	4月15日
					体制届	居宅系	4月15日
旧加算対象サービス	×	○	新規	5月	体制届	施設系	4月15日
					体制届	居宅系	5月1日
旧加算対象サービス	×	×	新規	6月	計画書	全サービス	4月15日
					体制届	施設系	6月15日
旧加算対象サービス	×	×	新規	6月	体制届	居宅系	6月15日
					体制届	施設系	6月15日
新設区分対象サービス	×	×	新規	6月	計画書	全サービス	6月15日
					体制届	居宅系	6月15日

**【注意点】**

旧加算の加算 新加算の加算 イ、旧加算の加算 新加算の加算 イ、旧加算の 新加算の 及び 旧加算の 新加算の の変更については継続扱い（継続算定）になりますので、**体制届の提出は不要です**。それ以外の区分変更はすべて体制届の提出が必要ですのでご注意ください。

複数事業所の計画書を一括で作成する場合、**計画書は一番早い提出期限まで**に提出し、体制届は各期限までに提出してください。

**【例】**旧加算対象の A 事業所は継続算定、旧加算対象の B 事業所は 6 月から区分変更、新設区分対象の C 事業所の計画書を一括して作成する場合

計画書提出期限は**全て 4/15**、体制届提出期限は A 事業所が提出不要、B 事業所は 5/15（施設の場合は 6/1）、C 事業所は 6/15 となります。

サービス区分	R8.3末時点 の 加算算定	R8.5末時点 の 加算算定	届出区分	算定開始月 区分変更月	届出種別	サービス種別	提出期限
旧加算対象サービス < A事業所 >	○	○	継続	継続	体制届	居宅系	—
						施設系	—
旧加算対象サービス < B事業所 >	○	○	変更	6月	体制届	居宅系	5月15日
						施設系	6月1日
新設区分対象サービス < C事業所 >	×	×	新規	6月	計画書	全サービス	4月15日
						体制届	居宅系
						全サービス	4月15日